

清水町個人情報保護条例（平成14年清水町条例第44号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
(個人情報の提供先等への通知) 第27条の2 (略) 2 実施機関は、訂正の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び番号利用法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。	(個人情報の提供先等への通知) 第27条の2 (略) 2 実施機関は、訂正の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用する。